各種相談案内

※状況により内容を変更する場合があります

※相談日が祝日のときはお休みです

相談日 1月4日~2月7日

相談名	日時	場所	問合せ
税務相談(予約制)	1月12日(火)10:00~12:00、13:00~15:00 ※2月、3月は繁忙期のため、開催しません。	市役所相談室1-C (税務課前)また は電話	税務課市民税担当(全 594-5518) ※前日までにお申し込みください。 電話相談は相談日にこちらから電 話します。
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	1月27日(水) 10:00~12:00		
不動産相談	1月8日(金) 13:30~16:20	市役所	(2 594-5529)
法律相談(予約制)	弁護士 毎週水曜日 司法書士 第2·3金曜日 13:30~16:20	市民課相談室	※不動産相談は前日までにお申 し込みください。
市民相談	毎週月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00		
消費生活相談・多重債務相談	毎週月~金曜日 10:00~12:00、13:00~16:00	消費生活センター(☎511-8800)	
女性相談(予約制)	1月6日(水)·18日(月)·27日(水)、2月3日(水) 10:00~16:00(1人50分)	人権推進課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5506)	
教育相談	毎週月~金曜日 8:30~16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(未就学児対象)		児童発達支援センター(☎592-8876)	
子どもの相談(育児、しつけ等)	毎週月~金曜日 9:00~16:00 	子育て支援課児童相談担当(☎511-7702)	
緑のなんでも相談	1月4日(月)10:00~12:00	総合公園(☎592-4050)	
心配ごと相談(予約制)	1月6日(水)·20日(水)、2月3日(水) 9:30~11:30		
結婚相談(予約制)	1月5日(火)·16日(土)、2月2日(火)·3日(水) 13:30~15:30	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
ボランティア相談	2月6日(土)10:00~12:00		
内職相談(予約不要)	毎週火・金曜日 13:00~16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・ リフォーム相談	1月9日(土) 9:00~12:00	市役所相談室	 産業観光課商工労政・観光担当 (☎594-5530)
職業相談・雇用相談 (予約制)	毎週水・木曜日 10:00~12:00、13:00~16:00	勤労福祉センター内 北本市無料職業 紹介所	(A)34 3330) 住宅増改築相談の当日の問合 せは(☎591-1111)
健康・生活相談	1月18日(月) 9:30~12:00	健康増進センター	(☎ 591−8251)

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ®

■火災保険を使って住宅修理を勧誘する業者に注意

「突然、『屋根の瓦がずれていますよ』と知らない業者が訪 ねてきた。『火災保険に加入していれば、保険金の範囲内で 自己負担なく修理できる。保険の申請も手伝えるので、こ の機会に修理しないか。』と勧められた。申請書類を送っても らおうと保険会社に連絡したところ、消費者センターに相談 するよう案内された。」との相談がAさんから寄せられました。

火災保険は、火災だけでなく、台風や震災等の自然災害 等で生じた損害も補償する総合保障型の保険が一般的です。 ただ、経年劣化による住宅の破損は、自然災害等の損害で はないので、保険金の支払い対象にはなりません。

業者は、保険金で自己負担なく修理できると勧誘してきま すが、保険金が支払われるかは保険会社が判定するまでわ かりません。業者の見積もりに基づいて請求しても、保険会 社の調査結果では、老朽化による修理に該当するとの判断 で保険金が支払われないケースもあります。悪質な業者は、 「台風で壊れたことにすればいい」と強引に修理を勧めること もあります。嘘の理由で保険請求すると、保険金の返還請

求や保険契約を解除される可能性もあります。

火災保険で住宅の修理を勧められても、すぐに契約しない ようにしましょう。保険の契約内容・補償範囲を契約書で確 認し、契約者自身で保険会社に相談するようにしてください。 本当に工事が必要なのか、見積もりが適正なのか、消費者 がすぐに判断することはできません。複数の見積もりを取っ て、慎重に検討してから契約するようにしましょう。お困り の時は北本市消費生活センターに相談してください。

|相談窓□ ▼

- ○北本市消費生活センター(北本市役所市民課内 ☎511-8800 ※電話でのご相談も受け付けます。)毎週月~金曜日(祝日・ 年末年始を除く)10:00~12:00、13:00~16:00
 - ※土・日曜日、祝日は局番なしの☎188へ(年末年始を除く)
- ○埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999) 毎週月~土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00~16:00
- ○全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189) 毎週土・日曜日10:00~12:00、13:00~16:00